

第3回全国消防広報コンクールの結果

総務課

全国消防広報コンクールは、全国の消防本部及び消防団の広報紙、広報写真、広報ポスター・広報カレンダーなどの各種広報媒体から、優秀なものを選定し広く紹介することにより、消防防災行政の推進に寄与することを目的として、平成10年度から実施しています。

第3回目となる今回は、「広報紙部門」97点、「広報写真部門」32点、「広報ポスター・カレンダー部門」57点の応募があり、10月19日(木)に実施した審査会において、次のとおり最優秀賞等を決定しましたので、審査委員を代表した長岡光弘委員の応募作品に対する講評も含めて紹介します。

1. 審査結果

(応募作品の総評)

応募作品は、どの作品も制作者の広報に対する熱意を感じますが、主な訴求テーマが消防・防災であるため、類似する表現が多く見られました。

今後は同じ訴求テーマでも、今一步深く掘り下げた企画・表現方法に期待したいと思います。



武田文男消防庁総務課長（左）と
酒井ゆきえ審査委員（右）

【広報紙部門】

(講評)

広報紙は、ほとんどが年1～2回の発刊で、ページ数も4～8ページであり、それらを考慮すると企画の内容・文章表現・レイアウト等を工夫し、編集技術を高めたところです。

訴求テーマが同じでも、制作者が読者の視点に立ち、時代性・分かりやすさ・大胆な表現方法を心がけることが大切です。

最優秀賞の「すぎと消防」は、8ページで構成されている作品で、火災予防のページ・地震に対する備えのページにイラストを用い、記事の内容と合わせた構成とレイアウト処理が高い評価を獲得し、最優秀賞に決定しました。

最優秀賞

「すぎと消防」(埼玉県杉戸町消防本部)



優秀賞

「広報119」
（岩手県両磐地区消防組合消防本部）



入選

「消防広報 まもり」
（静岡県小笠地区消防組合消防本部）



優秀賞

「消防だより 火の用心」
（新潟県十日町地域消防本部）



入選

「消防 まにわ」
（岡山県真庭消防本部）



入選

「広報 可茂消防」
（岐阜県可茂消防事務組合消防本部）



特別賞

「みんなで防火」
（三重県四日市市消防本部）



【広報写真部門】

(講評)

どの作品も的確にとらえた情景やアングルなど、報道写真と見間違える程で、内容も消火写真、救出写真、訓練写真、広報活動写真と豊富で充実し、優秀作品と入選作品は僅差でした。

最優秀賞の「濃煙からの救出」は、濃煙の中で、住民を救出する署員たちの活躍が表現され、構図的にも力強く、見る人に火災の恐ろしさを強く訴える作品です。

最優秀賞

「濃煙からの救出」

(東京消防庁 ほんじよ本所消防署 佐藤 たかひと貴仁)



優秀賞

「笑顔で火の用心」(新潟県 とちおし栃尾市消防本部)



優秀賞

「鎮火」(愛知県 あまとうぶ海部東部消防組合消防本部)



入選

「デジタルカメラセットを用いた予防広報」
(大阪市消防局)



入選

「土砂災害」(広島市消防局)



入選

「林野火災を想定した消防訓練」
(広島県 ゆきちやう湯来町消防団)



【広報ポスター・カレンダー部門】

(講評)

ポスターは、作品の大半が「防火」がテーマで、小学生の絵画を用いたものやプロのイラストレーターを起用したポスター等もありましたが、視覚的に類似しているポスターが多く、今回は独創的なアイデアを期待したいと思います。

カレンダーは、1枚組の作品が大半を占め、この傾向は前回と同様で、内容もイラストを用いた作品が最も多く、視覚効果のこだわりが望まれます。

最優秀賞のポスターは、チームワークをコンセプトに救助隊員が真剣に訓練を行っているもので、シャープではない写真が逆に躍動感を与えています。

ポスター下面に配置したキャッチフレーズは、力強いゴシック書体を用い、堂々とレイアウトされ、視覚効果を十分に考慮した作品です。

最優秀賞

「防火ポスター」

もりぐちしかどまし
大阪府守口市門真市消防組合消防本部



優秀賞

「消防団員ポスター」

りゅうようちょう
静岡県 竜洋町 消防団



優秀賞

「防火ポスター」

京都市消防局



入選

「防火ポスター」

仙台市消防局



入 選

「防火ポスター」

埼玉県熊谷地区消防組合消防本部



入 選

「防火ポスター」

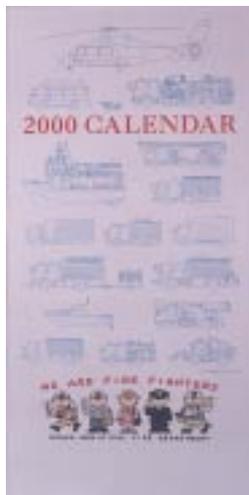
名古屋市消防局



入 選

「防火カレンダー」

大阪市消防局



2. 審査委員（敬称略）

ながおか みつひろ (株)たき工房 代表取締役
長岡 光弘

あきもと あつし 共同通信社 写真部長
秋元 任

さかい ゆきえ キャスター
酒井ゆきえ

たなか りさ 「宣伝会議」 編集長
田中 里沙

よしむら きよし (株)メディアブレン 代表取締役
吉村 潔

たけだ ふみお 消防庁総務課長
武田 文男

なお、表彰式は、各部門の「最優秀賞」の受賞団体等に対して、11月9日(木)に消防庁審議会室で行いました。

表彰式では、審査委員を交えた懇談を行い、それぞれの制作に当たっての苦労話など様々な意見交換が行われました。



次世代が歩むべき道標となるために

大阪府枚方寝屋川消防組合消防本部 消防長 長谷川 庫司

本消防組合は、消防組織法の制定に伴い、昭和23年3月7日、枚方市・寝屋川町・交野町・津田町の1市3ヶ町をもって、枚方市外3ヶ町消防組合として発足しました。翌年9月に組合規約を改正し、名称を現在の枚方寝屋川消防組合に改称しました。発足当時は、職員32名体制で、管内人口約9万人の生命、身体、財産を火災等の災害から守るといふ、防御を中心とした活動を行っていました。現在は、枚方市及び寝屋川市をもって組織する一部事務組合として、759名の職員で人口約66万市政の消防行政に携わっています。

本消防組合が管轄する枚方・寝屋川両市は、京都と大阪のほぼ中間地点という地の利と淀川水系の恩恵をうけて古くから交通の要衝として発展してきました。現在は、東にJR学研都市線、西に京阪電鉄本線及び国道1号線と管内を縦断する主要交通網を有し、交通の利便性から大都市の拠点都市として重要な位置をしめています。

これらの交通網を基盤に、高度経済成長期には、住宅地域を中心とした典型的な大都市のベッドタウンとして急激な人口増加をもたらし、近年、その現象は横這いの傾向にあります。JR沿線の拡張により山間部の宅地開発、第2京阪道路等の高速道路の建設に係る開発、旧市街地や駅前周辺の再開発等、21世紀に向けて、今後さらに都市構造が変貌していく状況にあります。

さて今日、社会経済情勢は、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等により急激に変化しています。又、市民の価値観や生活様式も多様化し、行政に対するニーズも複雑多岐にわたってきています。

特に、自治体を取り巻く財政環境については、年を追うごとに厳しさを増しており、構成両市においても、長引く景気低迷による法人・市民税の大幅な減少等により、かつて経験したことがない財政危機に直面しており、本消防組合においても、最少の経費で最大の効果をあげ、効率的・効果的な行政運営を行っていくことが余儀なくされています。

一方、地方分権や情報公開が進む中、行政の透明性の向上は勿論のこと、今まで以上に市民生活の向上と地域社会の発展という地方自治体の究極の目的に向けて、益々自治体の自己責任が拡大し、自治体間の政策面での独自性が問われることとなります。

そうした中で、未曾有の被害となった阪神・淡路大震災をはじめ、北海道有珠山や三宅島の噴火、鳥取県西部地震等の大規模な自然災害や東海地方を襲った記録的な豪雨による都市型災害等が、毎年各地で発生しています。

このように、消防を取り巻く環境が著しく変化し、消防行政が複雑・多様化する一方、益々大規模かつ複雑の様相を呈してくる災害事象に対する消防活動の困難性もさらに強まる傾向にあり、今まで以上に消防力の質の充実強化と発生事象への対応の迅速性が求められています。

常に災害は生きて活動しており、防災への備えには「ここまでやれば十分である」という言葉は当てはまりません。

本消防組合では、これからも、消防人の崇高な使命と普遍の命題を達成し、枚方・寝屋川66万市民が安全で、安心して暮らせる街づくりを目指して、21世紀に相応しい消防力の構築に取り組みとともに、将来、次世代が歩むべき道標を示訓していく所存であります。

文化財防火デー

(予 防 課)

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。

昭和24年のこの日は世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

昭和25年の文化財保護法施行以降、国指定の文化財のうち建造物火災例としては、昭和25年に京都の金閣（鹿苑寺）、昭和31年に滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年に奈良県の東大寺戒壇院千手堂などがあります。また、平成12年5月の京都・寂光院の火災では、国の重要文化財「木造地藏菩薩立像」が被害を受けました。文化財の火災は、放火や周囲からの飛び火によるものが多いという特徴があります。したがって、文化財の防火は、文化財を管理する方々だけでなく、地域の住民や消防機関をはじめとした関係機関の協力があってこそ成し遂げられるものです。

貴重な文化財を守るため、次のことに配意し、文化財の防火に努めましょう。

1. 防災訓練の実施

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと。
- (2) 見学者の多い木造建造物等にあっては、火災が発生した際に火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- (3) 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して防災体制を十分検討し、その一層の改善に努めること。

2. 防災対策の推進

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、この計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。
- (2) たき火、喫煙等禁止区域内の喫煙や火遊びなどの監視、巡視、点検等を行い、火災危険要因の排除に努めること。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、通報、情報、警報連絡体制の確立に努めること。
- (4) 消防用設備等及び防災設備の点検、整備の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- (6) 電気、ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- (8) 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- (9) 震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路、避難場所の点検及び整備に努めること。

我が国には、歴史的また芸術的な建造物が数多くあります。国民共通の貴重な財産である文化財を火災等の災害から保護し、これらの財産を後世に伝えていくことは、私たちの重要な責務です。再度この時期に、文化財防火についての関心を高めていただくようお願いします。

消火栓付近等での違法駐車は絶対にやめよう！

(消 防 課)

皆さん、道路や歩道上で



このような標識や、「消火栓」と書かれたマンホールを見かけたことはありませんか。

これらは、火災が発生したときに、消防隊が消火活動のために使用する「消防水利」の位置を示すための目印であり、この付近での駐車は法律で禁止されています。

消防隊は、24時間いつでも皆さんの生命、身体、財産を火災等の災害から守るため、日頃から厳しい訓練を重ね、消防自動車等の点検・整備、管内の建物状況や地理についての事前調査等を行うとともに、「消防水利」についても定期的に点検等を実施し、いつでもどこで災害が発生しても直ちに対応できる体制をとっています。

しかし、消防自動車等が現場に早く到着しても、消火栓の蓋の上に車が停めてあったために、放水が遅れて火災が拡大してしまったことや狭い道路に違法駐車車両があったために、消防自

動車等が火災現場に接近出来ず消火活動が遅れて貴重な財産が失われたり、尊い人命が危険にさらされてしまったことなど、消防活動上支障となるような事案が実際に起こっています。

このような事態を避けるため、次の場所での駐車は道路交通法により禁止されています。

1. 消防水利の周辺

- (1) 「消火栓」と書かれた標識が設けられている位置から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識から5メートル以内の部分

2. その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

火災は、決して他人事ではありません。消火活動に支障となる違法な駐車は絶対にやめましょう。

電気器具の安全な取扱い

(予 防 課)

電気器具は取扱いが容易なことから家庭内に広く普及していますが、誤った使い方をしたり、故障したままで使うなど取扱いを誤ると火災の原因になることがあります。平成11年（速報値）の建物火災（放火を除く）29,680件中、電気器具による火災は2,886件で9.7%を占めています。電気器具からの火災を防ぐために次のことに注意しましょう。

1. 電気器具の正しい使用

電気器具を使用する際には、その器具の取扱い説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用することが大切です。器具から異音がでたり、異臭がするなど器具に変化が生じた場合には、早急にサービス店等に点検・整備を依頼しましょう。また、電気ストーブ、電気アイロン、ヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れた状態で放置しておくこと火災の原因となりますので、器具スイッチを切るだけでなく、使用しないときは差込プラグをコンセントから抜くことを心がけましょう。

2. 電気配線等からの出火防止

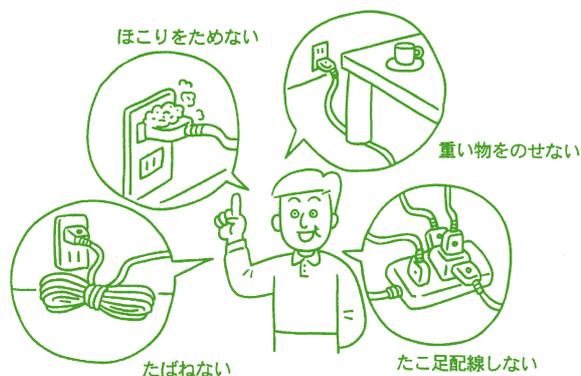
最近では生活の中で家電製品やOA機器など、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、コンセントの数が不足することもあり、たこ足配線になりがちです。

コンセントの許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、たこ足配線は絶対に止めましょう。

また、長い間コンセントにプラグを差し込んだままにしておくことにより、プラグにほこりや湿気等が付着し、プラグの両刃間に電流が流れ（トラッキング現象）火災になることがありますので、外出時や就寝時はもとより使用しない時には、器具のプラグをコンセントから抜いたり、プラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。

また、コードが家具等の下敷きになっていたり、傷ついたコードを使用したりすると、その部分が過熱して出火する場合があります。家庭内をもう一度点検し、電気器具からの出火防止に努めましょう。



1月17日は「防災とボランティアの日」

(防 災 課)

大規模な災害が発生した場合には、行政機関のみで被災地における多様なニーズに対応することは困難であり、被災者一人ひとりにきめ細かな配慮をするためには、柔軟かつ機動的なボランティアの役割が必要不可欠です。

我が国において、災害時におけるボランティア活動の重要性については、雲仙岳噴火災害や北海道南西沖地震等の際にも知られていましたが、阪神・淡路大震災では多くのボランティアが自主的な活動を展開し、その役割が大きくクローズアップされました。

このような状況を背景として、平成7年12月、政府・地方公共団体等防災関係機関をはじめ広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を創設することが閣議了解されました。

この週間において、防災関係機関は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための各種行事を全国的に実施するものとされておりますが、平成11年度（平成12年1月）の「防災とボランティア週間」におい

ては、41都道府県619市町村が防災講演会、シンポジウムや消防・防災訓練など様々な行事を実施しました。

また、最近の北海道有珠山噴火災害、東海地方を中心とした豪雨災害（9月）、平成12年鳥取県西部地震災害などにおいても、ボランティアが様々な活動を行っています。

大規模災害において、災害から国民の生命、身体及び財産を保護するためには、国民一人ひとりがボランティア活動及び「自分たちの地域は自分たちで守る。」という自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることが極めて大切です。また、全国各地で、講習会・研修会、訓練等の行事が行われますので、積極的に参加し、防災に関する知識や技術の習得に努めましょう。



9月の東海地方を中心とする豪雨災害で活躍するボランティア(愛知県提供)

平成12年消防関係者秋の叙勲伝達式

(総務課)

平成12年秋の叙勲伝達式が去る11月9日(木)11時からニッショーホール（港区虎ノ門）において、徳田正明日本消防協会会長・日本防火協会会長、池田春雄全国消防長会会長、畑山紀郎都道府県消防主管課長会会長、山越芳男日本消防設備安全センター理事長、宮腰正美全国危険物安全協会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者445名です。

なお、勲等別受章者数は次のとおりです。

勲四等	旭日小綬章	1名
勲四等	瑞宝章	11名
勲五等	双光旭日章	28名
勲五等	瑞宝章	74名
勲六等	単光旭日章	179名
勲六等	宝冠章	1名
勲六等	瑞宝章	141名
勲七等	青色桐葉章	10名

式典では、鈴木正明消防庁長官の式辞の後、長官から勲記及び勲章が勲等別にそれぞれの代表者に伝達されました。最後に受章者を代表して東京都の渡部建蔵氏が謝辞を述べ、伝達式を終了いたしました。

伝達式終了後、受章者は配偶者と共に皇居内に参内し、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。拝謁終了後、記念撮影を行い、陛下から御下賜品をいただいて皇居を退出し、解散いたしました。

なお、伝達式における代表謝辞及び代表受領は次の方々です。

代表謝辞	渡部建蔵	
代表受領		
勲四等	旭日小綬章	渡部建蔵
勲四等	瑞宝章	長野敏三
勲五等	双光旭日章	太田鹿雄
勲五等	瑞宝章	森重男
勲六等	単光旭日章	高田悦夫
勲六等	宝冠章	野尻フク枝
勲六等	瑞宝章	三好章一
勲七等	青色桐葉章	植崎博司



式辞を述べる鈴木正明消防庁長官



受章者代表謝辞を述べる渡部建蔵氏

平成12年度消防功労者自治大臣表彰式

(総務課)

平成12年度消防功労者自治大臣表彰式が、去る11月15日(水)午前11時から自治省講堂において、徳田正明日本消防協会会長・日本防火協会会長、池田春雄全国消防長会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防功労者自治大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害等から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び消防関係者の志気高揚を図り、職務に精励する励みとする」という目的で

毎年11月に実施しているものです。

受賞者は消防団又は婦人防火クラブ等の消防関係団体活動に従事し、広く地域消防のリーダーとして功績顕著な12名の方々です。

表彰式では、西田 司 自治大臣の挨拶の後、大臣から受賞者一人ひとりに表彰状が授与され、受賞者を代表して、平井三郎神奈川県逗子市消防団団長が謝辞を述べ、最後に大臣との記念撮影を行い終了いたしました。

なお、受賞者の方々は次のとおりです。

古 谷 紀	北海道北留萌消防組合 苫前町消防団 団長
三 和 精 平	青森県市浦村消防団 団長
藤 原 恒 久	岩手県紫波町消防団 団長
荒 野 誠	千葉県印西市消防団 団長
平 井 三 郎	神奈川県逗子市消防団 団長
丹 羽 功	三重県小俣町消防団 団長
岡 田 輝 男	奈良県安堵町消防団 団長
羽 野 善 雄	島根県柿木村消防団 団長
角 憲太郎	福岡県久留米市消防団 団長
北 原 利 光	佐賀県神埼町消防団 団長
竹 原 信 夫	宮崎県野尻町消防団 団長
齊 藤 絹 江	熊本県婦人防火クラブ連合会 会長



表彰状を授与する西田 司 自治大臣



西田 司 自治大臣との記念撮影